

第42回議会運営委員会

日 時 令和元年6月10日（月）

午前10時

場 所 第1委員会室

付議事項

1 令和元年第2回（6月）定例会に関する事項について

(1) 会期案について・・・**資料1**

6月13日（木）から6月28日（金）までの16日間

(2) 議会運営委員会の所管事務調査報告について

議会運営委員会からの所管事務調査報告を、初日の6月13日に行う。

(3) 一部事務組合議会の報告について

申し合わせ事項44により行う。

(4) 議員派遣について

6月定例会最終日に決定する。

○山口県市議会議員研修会

・期 日 8月9日（金）

・会 場 柳井クルーズホテル

(5) 議事日程案について・・・**資料2**

(6) 陳情・要望書等の取扱いについて・・・**資料3**

・辺野古新基地建設が、沖縄県民にのみ過重な負担を強い、その尊厳を踏みにじるものであることに鑑み、解決に向けた主体的な取り組みを日本国民全体に呼びかけるとともに、政府に対し、沖縄県民の民意を尊重することを求める決議

・辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情

・要望書（「市民憲章」に活力を与えよう）

・江尻南自治会排水路整備に関する陳情書

- ・辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情
- ・日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書
- ・米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情

2 その他

(1) 全員協議会の開催日時

6月13日（木）午前9時15分から 議運決定事項の報告

(2) その他

資料 1

令和元年第2回（6月）定例会議案名（案）

市長提出案件（議案4件、報告4件）

○総務文教常任委員会所管（1件）

- (1) 議案第54号 山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について
（選舉）

○民生福祉常任委員会所管（1件）

- (1) 議案第53号 令和元年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第1回）について
（高齢）

○産業建設常任委員会所管（1件）

- (1) 議案第55号 市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について
（都市）

○一般会計予算決算常任委員会所管（1件）

- (1) 議案第52号 令和元年度山陽小野田市一般会計補正予算（第2回）について
（財政）

○報告（4件）

- (1) 報告第2号 繰越明許費予算の繰越しについて
（財政）
(2) 報告第3号 繰越明許費予算の繰越しについて
（下水）
(3) 報告第4号 水道事業会計建設改良費予算の繰越しについて
（水道）
(4) 報告第5号 工業用水道事業会計建設改良費予算の繰越しについて
（水道）

○行政報告

- 1 山陽小野田市土地開発公社の平成30年度決算概要及び令和元年度事業計画概要について
（土木）
- 2 宇部・山陽小野田消防組合の平成29年度決算概要及び令和元年度事業計画概要について
（消防）
- 3 小野田中央青果株式会社の第37期事業年度営業報告について（農林）

令和元年第2回（6月）定例会議事日程（案）

月	日	曜	開議時刻	会議名	摘要
6	13	木	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・会期の決定 ・諸般の報告（行政報告、事務報告） ・議会運営委員会の所管事務調査報告 ・一部事務組合議会の報告 ・報告4件を一括報告及び質疑 ・議案4件を一括上程、説明、質疑及び委員会付託
6	14	金	午前10時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・総務文教常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会 ・民生福祉常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会
6	15	土		休会	
6	16	日		休会	
6	17	月	午前10時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・産業建設常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会
6	18	火	午後1時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・一般会計予算決算常任委員会理科大分科会
6	19	水	午前9時30分	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（人）
6	20	木	午前9時30分	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（人）
6	21	金	午前9時30分	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（人）
6	22	土		休会	
6	23	日		休会	
6	24	月	午前9時30分	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（人）

6	25	火		休会	
6	26	水	午前10時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・一般会計予算決算常任委員会
6	27	木		休会	<ul style="list-style-type: none"> ・議事整理日
6	28	金	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・付託案件に対する委員長報告、質疑、討論及び採決 ・議員派遣について ・閉会中の調査事項について

沖弁発第226号

2019年(平成31年)2月1日

全国都道府県議会 御中

全国市町村議会 御中

沖縄弁護士会

会長 天方 徹

(公印省略)

「辺野古新基地建設が、沖縄県民にのみ過重な負担を強い、その尊厳を踏みにじるものであることに鑑み、解決に向けた主体的な取り組みを日本国民全体に呼びかけるとともに、政府に対し、沖縄県民の民意を尊重することを求める決議」について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当会は、2018年(平成30年)12月10日開催の臨時総会において、表記の決議を可決いたしました(委任状による反対1票、その他賛成)。

沖縄における基地の問題は、沖縄と政府だけの問題ではありません。主権国家としての防衛の問題、すなわち主権を有する全ての国民の問題です。ところが、残念ながら国民にそのような意識が浸透しているとは言い難いなか、またも沖縄だけが、その尊厳を傷つけられる形で負担を担わされる事態が進行しております。

そこで当会は、辺野古新基地の問題を改めて日本全国各地、各所で議論・検討していくべきだと考え、この度の決議に及びました。

貴議会及び議員の先生方におかれましては、ご多用のなか大変恐縮ではございますが、それぞれの地域においてこの問題につき情報発信をしていただいたり、また可能であれば議会で決議いただくなどのご協力を頂戴することが出来れば、何より心強い限りです。

何卒、ご検討のほどよろしくお願い申し上げます。

以上



辺野古新基地建設が、沖縄県民にのみ過重な負担を強い、その尊厳を踏みにじるものであることに鑑み、解決に向けた主体的な取り組みを日本国民全体に呼びかけるとともに、政府に対し、沖縄県民の民意を尊重することを求める決議

1 現在、政府は、普天間飛行場の代替用地として米軍に提供すべく、沖縄県北部の辺野古崎海域において、埋め立て工事を行っている。沖縄県知事が埋立承認を取り消し、また撤回し、幾度となく上京して説明をし、また集中協議等の場で再考を求めて、遠い沖縄側の意向は何ら顧みられることなく、きょうも、淡々と工事が継続されている。

この間、沖縄県民を除く日本国民の多くは、かかる政府の方針と行為につき、必ずしも強い関心を示していないように見受けられる。

2 沖縄県民の多くは、辺野古新基地の建設に明確に反対をしている。このことは、同基地建設の是非を主たる争点として実施された過去二度の県知事選挙において、いずれも同基地建設に反対した候補が大差で勝利した事実に端的に表れている。

これは、沖縄県民の4人に1人が亡くなったともいわれる熾烈な地上戦が繰り広げられた地に、戦後70年以上の長きに亘り戦勝国の広大な基地が置かれ、その間も県民に様々な理不尽を引き受けてさせてきた挙句に、生物多様性に富む美しい自然を不可逆的に破壊してつくる新たな外国軍基地を受け入れよというのであるから、人間の心理、感情として、ごく当たり前のものといわなければならない。

3 自国の防衛が、国民の合意の下で国が重点的に担う事項であり、国民が平和の恩恵を受ける対価として一定の負担を甘受しなくてはならないとしても、その負担は、合理的理由のない限り、全ての国民が等しく負うべきものであり、特定の地域の、それも歴史的・文化的に際立った特徴を有する地域の僅かな数の国民に、合理的理由なく、その明確な反対を押し切って大部分を負わせるなどという不正義・不平等は、あってはならない。

事情により負担の著しい偏りが避けられない場合であれ、我々国民は、全体として、負担の偏重を緩和ないし解消すべく、現状の措置に止むにやまれぬ理由が認められるか、更なる負担の加重を避ける方策はないかということを絶えず、真摯に検討し、たゆまぬ努力を続ける必要がある。それが、憲法の下で、不断の努力によって自由及び権利を保持する義務を負い(第12条)、法の下の平等を保障(第14条)された、国民全体の責務である。

4 普天間飛行場の返還は、その基地形成過程及び沖縄県民にこれまで課された過度な負担からすれば当然の施策であり、平成8(1996)年のSACO合意を待たずとも、決定、実行されなければならなかつた施策である。

では、同飛行場の代替施設という名の下に、辺野古に新基地を建設することは、我が国の防衛上、止むにやまれないものと認められるであろうか。米国海兵隊が沖縄に引き続き駐留し、ローテーションの中で訓練を行うことは、我が国の防衛上、代替性のない唯一の選択肢といいうるであろうか。

政府はこれまで、この点についての合理的な説明を何らなしえていない。

むしろ、日米両政府の元高官らの数々の発言からは、米国海兵隊の沖縄駐留が、軍事的に代替不可能な唯一の選択肢として把握されているわけではないことが明白である。

5 世界人権宣言前文、国際人権規約前文、そして日本国憲法第13条は、個人の尊厳を保障する旨規定している。これは、一方において、他人の犠牲において自己の利益を主張しようとする利己主義に反対し、他方において、全体のためと称して個人を犠牲にしようとする全体主義を否定して、全ての人間を自主的な人格として平等に尊重しようとするものであり、かように人間固有の尊厳を承認することが、人権保障の核心であるとの人類共通の理解に基づいている。

そのため、「代替基地を沖縄県内に新たに設けることについての止むにやまれぬ理由」につき合理的な説明のないまま、長年基地負担に苦しんできた県民が繰り返し且つ明確に拒絶するなかでこれを建設することは、沖縄県民の自主的判断を軽視し、同県民を他県民と平等に扱わないこと、すなわち、同県民を他の県民と同様に「自主的な人格として平等に尊重していない」ことを意味するものであり、また、同県民の尊厳を軽んずる、極めて不当な施策であるといわなければならない。

同様のことが沖縄県以外の地域で問題となった場合、日本政府及び国民は、沖縄に対するのと同様に、不正義・不平等に目をつむり、唯一の解決策であるとして、当該施策を是認するであろうか。本州や九州、北海道や四国で同様の不正義・不平等が生じた場合、日本政府及び国民は、正義及び尊厳の問題としてこれをとりあげ、解決に向けて、全体で取り組むのではなかろうか。かような正義感は、沖縄の問題においては、何故に発揮されないのであろうか。

6 また、日本国憲法は「地方自治の本旨」(92条)を保障している。この「地方自治の本旨」の内容を構成する住民自らの意思に基づいて地域の事項を決定するという住民自治の趣旨からすれば、二度の沖縄県知事選挙の結果に表れた辺野古新基地建設反対の民意は、最大限尊重されなければならないものである。

7 当会は、全ての日本国民に対し、沖縄の問題を自らの問題、日本の問題としてとらえ、同じ国民として痛みを分かち合い、苦しみを共有し、主体的に解決策を模索することを呼びかけるとともに、政府に対し、現状の不平等と不正義を改めて認識したうえで、住民自治の趣旨に則り、沖縄県民の意思を尊重し、これ以上沖縄県民の尊厳を重ねて傷つけることのないよう求める次第である。

以上、決議する。

2018年（平成30年）12月10日
沖縄弁護士会

提 案 理 由

1 辺野古新基地建設は、沖縄県民に過重な基地負担の継続を強いるものであるとともに、辺野古・大浦湾の豊かな自然環境を不可逆的に破壊するものであり、沖縄県及び沖縄県民は、辺野古崎海域を埋め立てて新基地を建設することに対しては、繰り返し反対の意思を表明してきた。

世界人権宣言は、その前文で「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」と宣言し、国際人権規約は、その前文で「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めることができ世界における自由、正義及び平和の基礎をなすものであることを考慮し、これらの権利が人間の固有の尊厳に由来する」と規定し、日本国憲法は、第13条前段において「すべて国民は、個人として尊重される。」と定めている。

これらは、一方において、他人の犠牲において自己の利益を主張しようとする利己主義に反対し、他方において、全体のためと称して個人を犠牲にしようとする全体主義を否定して、全ての人間を自主的な人格として平等に尊重しようとするものであり、かように人間固有の尊厳を承認することが、人権保障の核心であるとの人類共通の理解に基づいている。

そのため、「代替基地を沖縄県内に新たに設けることについての止むにやまれぬ理由」につき合理的な説明のないまま、長年基地負担に苦しんできた県民が繰り返し且つ明確に拒絶するなかで辺野古に新基地を建設することは、沖縄県民の自主的判断を軽視し、同県民を他県民と平等に扱わないこと、すなわち、同県民を他の県民と同様に「自主的な人格として平等に尊重していない」ことを意味するものであり、極めて不当な施策といわなければならない。

2 それゆえ当会は、かかる問題が深刻な人権問題であるとの立場から、2010年（平成22年）12月13日の臨時総会において「沖縄への新たな米軍基地建設に反対する決議」を決議し、2014年（平成26年）1月15日には、「普天間飛行場代替施設建設事業に基づく公有水面埋立申請を沖縄県知事が承認したことに反対する会長声明」を公表し、2015年（平成27年）10月27日の臨時総会において「辺野古新基地建設にかかる沖縄県知事の公有水面埋立承認取消処分の尊重を求める決議」を、2017年（平成29年）5月30日の定期総会において「辺野古新基地建設工事の停止と沖縄県との真摯な対話を求める総会決議」をそれぞれ決議し、2018年（平成30年）7月25日には、「辺野古新基地建設のための土砂投入を強行せず工事を停止し、沖縄県及び沖縄県民との真摯な対話を求める会長声明」を公表するなどして、繰り返し見解を表明してきた。

ところが日本政府は、これら決議等を顧みることなく、普天間飛行場の代替施設という名の下に、辺野古に新基地を建設することが「我が国の防衛上唯一の解決策」であるかのような説明を続け、今日まで工事を継続している。

3 しかしながら、独立後の日本本土で反米基地闘争が巻き起こった1950年代を通じて、日本本土の米軍基地面積が大きく減少した反面、アメリカ施政下の沖縄で米軍基地面積が激増し、その大きな要因となったのが、日本本土から沖縄への海兵隊の移駐であった事実に照らせば、我が国の防衛上、海兵隊が「沖縄に」駐留しなければならない地政学的な必然性があるとの説明には、必ずしも合理性があるとはいえない。また、沖縄からソウルは1260km、沖縄から台北は630kmの距離にあり、台湾海峡や朝鮮半島への距離をみた場合、我が国には、海兵隊の駐留場所として、沖縄より地理的優位性に優れた地域を想定することが可能である。国は、この点について具体的且つ実証的な説明をなしていない。

そもそも、沖縄駐留の海兵隊は、ローテーションにより、一年の半分以上は海外で訓練を行っており、その間沖縄を不在にしていることや、海兵隊を運ぶ日本本土の揚陸艦母港と沖縄が約780キロメートルも離れている事実に照らしたとき、沖縄における海兵隊の駐留が、即時対応能力を備えた防衛力として国防上必須であるとの説明は、容易に理解・納得できるものではない。

4 この点、日米両政府の元高官は、次のような発言をしている。

2012年（平成24年）12月、当時の森本敏防衛大臣は、退任前の記者会見において、「軍事的には沖縄でなくても良いが、政治的に考えると、沖縄がつまり最適の地域である。」と発言した。同人は、「安全保障の専門家」として、民間人として初めて防衛大臣に就任した人物である。同様に、2012年（平成24）年12月に防衛大臣に就任した中谷元元防衛大臣も、防衛大臣就任前であるが、沖縄への米軍基地集中について、「分散しようと思えば九州でも分散できるが、（県外の）抵抗が大きくてなかなかできない。」と発言していたことが明らかになっている。同人も、かつて防衛庁長官を務め、長く防衛省で責任ある地位にいた政治家であり、その発言の意味するところは重大である。

アメリカ側においても、米クリントン政権で米軍普天間飛行場返還の日米合意を主導したジョセフ・ナイ元国防次官補が、2015年（平成27年）4月2日、日米両政府が進める普天間飛行場の名護市辺野古への移設について「沖縄の人々の支持が得られないなら、われわれ、米政府はおそらく再検討しなければならないだろう」と述べ、地元同意のない辺野古移設を再検討すべきだとの見解を示している。また、ウィリアム・ペリー元米国国防長官も、2017年（平成29年）9月、日本メディアのインタビューに対して、軍事上、沖縄の位置は特別ではなく、辺野古新基地建設問題は、政治的・経済的な問題であると明言している。

これら日米両政府元高官による数々の発言は、海兵隊の沖縄駐留が軍事的に代替不可能な唯一の選択肢ではあり得ないことを、端的に裏付けるものである。

5 さらにいえば、近年のミサイル技術の向上により、沖縄に集中する米軍基地は、逆に軍事上のリスクになっているとも評されており、その脆弱性は米国内のシンクタンク等からも明確に指摘されているのであって、辺野古に新基地を建設することの軍事的な合理性・必然性は、この点においても見いだせないところである。

6 それにもかかわらず、政府は、辺野古における新基地建設工事を継続し、近日中にも辺野古崎海域に土砂が投入されかねない情勢である。そして、かかる政府の対応について、今までのところ、沖縄県民以外の国民の多くは、必ずしも強い関心を有していないように見受けられる。

沖縄は、日本的一部でありながら、際立った文化的特徴と特異な歴史を有する地域である。かような地に、その必然性についての合理的な説明のないまま、住民の強い反対を押し切って、国全体のための防衛施設を長期間配置するという施策は、果たして、個人の尊厳と正義を尊ぶ日本国民の、本意に基づくものなのだろうか。日本国民においては、今一度、沖縄の問題を自らの問題として捉え、同じ国民として痛みを分かち合い、苦しみを共有し、主体的に解決策を模索することを呼びかけたい。

そもそも、日本国憲法のもとで個人の尊厳（第13条）と法の下の平等を保障（第14条）され、主権を行使する国民は、不断の努力によって自由及び権利を保持する義務を負うのであるから（第12条）、合理的理由なくその尊厳を侵害され、偏在的な負担を長期間負う地域が認められる場合には、全体としてその解消に取り組むことが、憲法上求められているのではなかろうか。

辺野古新基地建設の問題は、沖縄と政府の間だけの問題ではなく、国民全体の問題である。

以上の見地から、本決議を提案するものである。

以上

平成31年3月25日

議会議長 殿
議会事務局 御中

〒900-0004

沖縄県那覇市銘苅1丁目3番36号

ハピネス新都心Ⅱ302

「新しい提案」実行委員会

代表 安里 長徳

098-951-0250

「辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転の国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書採択を求める陳情」の提出について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

私たちは、名護市辺野古の新基地建設の中止と、普天間基地の代替施設の必要性や移設先を国民的議論により公正で民主的な解決を求める「新しい提案」実行委員会のメンバーです（詳細は「沖縄発 新しい提案 辺野古新基地を止める民主主義の実践」参照・2018年・ボーダーインク）。

沖縄では今年2月24日に名護市辺野古の新基地建設に伴う埋め立ての賛否を問う県民投票が行われ、埋め立て反対の圧倒的民意が示されたにも関わらず工事が強行されています。

そこで、全国1700余りの地方議会に標記のとおりの陳情を致しますので、下記送付物一覧のとおり陳情書一式を提出いたします。なお、遠方のため郵送で提出することをご容赦下さい。また、趣旨説明（意見陳述、補足説明等）の機会についても前述のとおり全国の地方議会に提出していることから、そのすべてに対応することは困難かも知れませんが、この問題は沖縄の問題ではなく日本全体の問題であるとの認識のもと、本陳情書を配布止まり等ではなく、貴議会での審議・採択に向けてご尽力くださいます様お願い申し上げます。

なお、これまでに東京都小金井及び小平の両市議会において、本陳情と同趣旨の意見書が可決されていることを申し添えます。

敬具

(送付物一覧)

本送付状・意見書採択を求める陳情書・意見書案・参考資料



山口県
山陽小野田市議会議長 殿

2019年3月25日

団体名 「新しい提案」実行委員会
氏名 安里 長徳 印
住所 沖縄県那覇市銘苅1丁目3番36号
連絡先 ハピネス新都心Ⅱ302号
098-951-0250
外6名（別紙陳情人目録のとおり）

辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情

(陳情の要旨)

1. 辺野古新基地建設工事を直ちに中止し、普天間基地を運用停止にすること。
2. 全国の市民が、責任を持って、米軍基地が必要か否か、普天間基地の代替施設が日本国内に必要か否か当事者意識を持った国民的議論を行うこと。
3. 国民的議論において普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのなら、沖縄の歴史及び米軍基地の偏在に鑑み、沖縄以外の全国のすべての自治体を等しく候補地とし、民主主義及び憲法の規定に基づき、一地域への一方的な押付けとならないよう、公正で民主的な手続きにより解決すること。
を議会において採択し、その旨の意見書を、地方自治法第99条の規定により、国及び衆議院・参議院に提出されたい。

(陳情の趣旨)

1. 沖縄の声

2019年2月、沖縄県による辺野古新基地建設に伴う埋め立ての賛否を問う県民投票で、投票総数の7割以上が反対の意思を示した。憲法改正の手続きにおける国民投票の場合には投票総数の5割以上で国民の民意にもとづく承認とみなすことが憲法及び国民投票法で規定されていることを鑑みれば、今回県民が直接民主主義によって示した民意は決定的である。これまで県知事選で重ねて示されてきた民意と合わせ、政府および日本国民は、民主主義にのっとり、沖縄県民の民意に沿った解決を緊急におこなう必要がある。

名護市辺野古において新たな基地の建設工事が強行されていることは、日本国憲法が規定する民主主義、地方自治、基本的人権、法の下の平等の各理念に著しく反している。

普天間基地所属の海兵隊について沖縄駐留を正当化する軍事的理由や地政学的理由が根拠薄弱であることは多数の識者から指摘されており、日米元政府高官も軍事的には沖縄ではなく、他の場所でも良いと明言している。安倍首相をはじめ元防衛大臣らも本土の理解が得られないという政治的な理由で沖縄に決定したと明かしている。

政府は、普天間基地の速やかな危険性除去を名目として辺野古への新基地建設を強行しているが、普天間基地の返還は、もとより沖縄県民の永きにわたる一致した願いである。



日米安保条約に基づき米軍に対する基地の提供が必要であるとしても、それは本土・日本国民が全体で負担すべきものであり、歴史的・構造的に過剰な負担が強いられ続ける沖縄にお民意を無視し新基地を建設することは明白な差別である。国家の安全保障に関わる重要事項だというのであれば、なおのこと、上記1～3に整理した民主主義及び憲法にのっとった公正な手続きを踏んだ解決をはかることを求める。

2. 憲法41条・憲法92条・憲法95条違反

名護市辺野古に新基地を建設する国内法的根拠としては、内閣による閣議決定（2006年5月30日及び2010年5月28日）があるのみである。

憲法41条は、「国会は、国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である」と定め、立法権を国会に独占させていることから、「国政の重要事項」については国会が法律で決めなければならない。次に、憲法92条は、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める」と定めており、地方公共団体の自治権をどのように制限するかは法律で規定されなければならない。そして憲法95条は、「一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。」と規定する。

安倍晋三首相は2015年4月8日参議院予算委員会で「辺野古問題は国政の重要事項にあたる」と述べ、2016年9月16日の福岡高裁那覇支部判決は、辺野古新基地建設が「自治権の制限」を伴うことを明確に認めている。そうすると、辺野古米軍基地建設は「国政の重要事項」であり、沖縄県の自治権を制限するものであるから、今回の県民投票は憲法95条の趣旨に沿うものとして、憲法上の拘束力がある。よって、政府は日本国憲法に基づき、普天間基地の沖縄県外への移設を民主主義のプロセスで追求し、また日米安保条約および日米地位協定の規定する日米合同委員会を通じて協議すべきである。

3. SACO（沖縄に関する特別行動委員会）の基本理念違反

普天間基地の返還はSACO（沖縄に関する特別行動委員会）において日米間で決定した。SACO設置の経緯について防衛省は公式にこう説明している。「政府は、沖縄県民の方々の御負担を可能な限り軽減し、国民全体で分かち合うべきであるとの考え方の下、沖縄県の将来発展のため、在日米軍施設・区域の整理・統合・縮小に向けて一層の努力を払う」。しかしながら、1996年12月のSACO最終報告では、普天間基地の代替施設と称して同じ沖縄県内に新基地を建設するものとされ、SACO設置時の基本理念に違反している。

日米両政府が普天間基地の代替施設が必要であるというのであれば、沖縄が歴史的に背負わされてきた過重な負担を軽減するため「国民全体で分かち合うべき」なのだから、「沖縄以外の全国全ての自治体をまずは潜在的な候補地」として、国民的議論を経て県外・国外かを決定し、解決すべきことは本来当然の帰結である。

4. 民主主義の二つの大原則に反する

民主主義は、多数者支配の政治を意味せず、その決定は、単なる多数決ではなく、少数者の権利の擁護も責務とされている。そして、最も尊重すべきは固定的少数者であるとされている。

つまり、少数者にも、流動的少数者と固定的少数者があり、前者は、競争の自由が保障されれば、やがて自由競争を通じて多数者となる可能性をもつて一時的に多数決の支配を受けることを甘受することができる。しかし固定的少数者は、多数決によれば常に敗北する運命にあり、し

たがって多数決によって剥奪できない自由と自治が与えられる必要がある。

各種世論調査では日米安保条約の解消を求める世論は数%にしか過ぎない圧倒的少数派であるが、選挙など次のラウンドで多数になる機会があるという意味では流動的少数者である。一方、47都道府県の1県であり、人口も1%に過ぎない沖縄県は、米軍基地に関する政治状況において固定的少数者である。

つまり、民主主義とは「多数決の原理」と「少数者の権利の擁護」という二つの原則からなり、これは民主主義国家の基盤を支える一対の柱なのである。いうまでもなく、多数決の原理は公共の課題に関する決断を下すための手段であり、少数者の抑圧への道ではないからである。

なお、国政選挙において日米安保破棄等を明確に争点として掲げ、多数の信任を得ることなしに「沖縄に要らない基地は全国のどこにも要らない」と頑なに主張することは、公共の課題である安全保障政策について多数決で決することを求めないという意味で多数決を尊重せず、かつ結果的に沖縄という少数者の権利を害することになる。とすれば、かかる主張もまた、先に述べた民主主義の二つの原則に反するものである。

普天間基地の返還が20年以上もかけ「なぜ1ミリも進まないのか」という問い合わせに対する回答は、政府・与党も、野党も、日本の政治がこの過程から逃げ、踏まなかつたということに尽きる。

5. 人権侵害及び法の下の平等違反

沖縄は幸福追求権などの基本的権利から遠く、平和的生存権さえ脅かされ続けている。このことは、1945年の本土防衛と位置づけられた沖縄戦、1952年のサンフランシスコ講和条約での沖縄の施政権の切り離し、同時期における本土からの沖縄への米軍基地の移転、1972年の日本復帰後も変わらぬ過重な米軍基地負担という歴史的経緯、度重なる米軍及び米軍属による事件・事故などからも明らかである。

国連の人権理事会及び人種差別撤廃委員会も沖縄の基地に関する問題を断続的に取り上げており、特に人種差別撤廃委員会は、2010年、「沖縄における軍事基地の不均衡な集中は、住民の経済的、社会的及び文化的権利の享受に否定的な影響があるという現代的形式の差別に関する特別報告者の分析を改めて表明する。」との見解を示している。

少なくとも、1996年4月、当時の橋本總理大臣とモンデール駐日大使が「今後5年ないし7年以内に、十分な代替施設が完成し運用可能になった後、普天間飛行場を返還する」との発表をした際、代替施設が必要だというのなら、前記SACO設置時の基本理念に基づき、沖縄以外の全国の自治体が等しく候補地となり国民的議論において決定すべきであった。しかし、政府は、専ら「本土の理解が得られない」という不合理な区分により、「辺野古が唯一」と繰り返し、同じ沖縄の辺野古に新基地の建設を強行していることは、憲法13条の幸福追求権や平和的生存権を侵害し、憲法14条の定める「法の下の平等」に反する。

6. 求められているのは、民主主義及び憲法に基づいた公正な解決

沖縄の米軍基地の不均衡な集中、本土との圧倒的格差を是正するため、沖縄県内への新たな基地建設を許すべきではなく、工事はただちに中止すべきである。

次に、安全保障の議論は日本全体の問題であり、普天間基地の代替施設が国内に必要か否かは、国民全体で議論るべき問題である。したがって、普天間基地の代替地について、沖縄県外・国外移転を、当事者意識を持った国民的な議論によって決定すべきである。

そして、国民的議論において普天間基地の代替施設が国内に必要だという世論が多数を占めるのなら、民主主義及び憲法の規定に基づき、一地域への一方的な押付けとなならないよう、公正で民主的な手続きにより決定することを求めるものである。

(別紙) 陳情人目録

沖縄県宜野湾市野嵩1丁目34番11-202ヒルズ野嵩

元山 仁士郎

東京都小金井市梶野町1丁目4番1・1号 エジャンス東小金井B205

米須 清真

沖縄県沖縄市古謝3丁目18番27号

照屋 隆司

沖縄県中頭郡中城村字屋宜858番地

仲眞 初美

沖縄県豊見城市饒波160番地

知念 栄子

沖縄県那覇市宇栄原2丁目14番17号

岸本 セツ子

辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書（案）

2019年2月、沖縄県による辺野古新基地建設に伴う埋め立ての賛否を問う県民投票で、投票総数の7割以上が反対の意思を示した。憲法改正の手続きにおける国民投票の場合には投票総数の5割以上で国民の民意にもとづく承認とみなすことが憲法及び国民投票法で規定されていることに鑑みれば、今回沖縄県民が直接民主主義によって示した民意は決定的である。これまで県知事選で重ねて示されてきた民意と合わせ、政府および日本国民は、公正な民主主義にのっとり、沖縄県民の民意に沿った解決を緊急におこなう必要がある。

名護市辺野古において新たな基地の建設工事が強行されていることは、日本国憲法が規定する民主主義、地方自治、基本的人権、法の下の平等の各理念からして看過することの出来ない重大な問題である。

普天間基地所属の海兵隊について沖縄駐留を正当化する軍事的理由や地政学的理由が根拠薄弱であることはすでに指摘されており、「0.6%の国土しかない沖縄に70%以上の米軍専用施設が集中する」という訴えには、「8割を超える国民が日米安全保障条約を支持しておきながら、沖縄にのみその負担を強いるのは、『差別』ではないか」との問い合わせが含まれている。これは何も面積の格差だけを訴えているのではなく、その本質は「自由の格差」の問題だ。

政府は、普天間基地の速やかな危険性除去を名目として辺野古への新基地建設を強行しているが、普天間基地の返還は、もとより沖縄県民の永きにわたる一致した願いであり、日米安保条約に基づいて米軍に対する基地の提供が必要であるとしても、沖縄の米軍基地の過重な負担を軽減するため「国民全体で分かち合うべき」というSACO設置時の基本理念に反する沖縄県内への新たな基地建設を許すべきではなく、工事はただちに中止すべきである。

そして、安全保障の議論は日本全体の問題であり、国家の安全保障に関わる重要事項だというのであれば、なおのこと、普天間基地の代替施設が必要か否かは、国民全体で議論するべき問題である。

そして、国民的議論において普天間基地の代替施設が国内に必要だという世論が多数を占めるのなら、民主主義及び憲法の規定に基づき、一地域への一方的な押付けとならないよう、公正で民主的な手続きにより決定することを求めるものである。

よって、〇〇議会は下記のことを強く要請する。

記

1. 辺野古新基地建設工事を直ちに中止し、普天間基地を運用停止にすること。
2. 全国の市民が、責任を持って、米軍基地が必要か否か、普天間基地の代替施設が日本国内に必要か否か当事者意識を持った国民的議論を行うこと。
3. 国民的議論において普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのなら、沖縄の歴史及び米軍基地の偏在に鑑み、沖縄以外の全国のすべての自治体を等しく候補地とし、民主主義及び憲法の規定に基づき、一地域への一方的な押付けとならないよう、公正で民主的な手続きにより解決すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

〇〇〇〇年〇月〇日

○ ○ ○ 議 会

(提出先)

衆議院議長	○○○○ 様
参議院議長	○○○○ 様
内閣総理大臣	○○○○ 様
内閣官房長官	○○○○ 様
外務大臣	○○○○ 様
防衛大臣	○○○○ 様
国土交通大臣	○○○○ 様
総務大臣	○○○○ 様
内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）	○○○○ 様

} 宛て

山陽小野田市 議會議長 様

要 望 書

合併を踏まえて、市民の誇りとしての市民憲章が定められ、市役所の前面に黒御影に刻まれた立派で、誇らしい石碑が据えられており、この文言は市民の総意で創り上げたものと理解しています。

さて、行政の基本となるべき市民憲章が我々の生活の中に生き生きとして輝いているだろうか。市の広報では毎月 15 日号の見開きに市民憲章を掲載して市民に身近に感じてもらえるよう努力を継続中であるが、多くの市民にとっては、心の入っていない念佛のように感じているのではないだろうか。

そこで、市民憲章が活力を得て、生き生きとし、本来の性能を發揮させるための方法のひとつとして、別紙のとおり考えてみたので、貴局として、私の提案を検討していただきたいと願っています。

市内 西高泊 2156

長谷川 淳

(Hasegawa-Atsushi)



{提案}

「市民憲章」に 活力を与えよう

山陽小野田市の市政方針の基本として、市民憲章があり、行政の方向付けを言い現わしていると言ってよいのではないだろうか。

この市民憲章を受けて、行政の方向を最終的に判断し、答えを出すこと、即ち、市民の意見(思い)を代表した市議会議員と行政執行を行う市長との合意を得る場が議会である。

そこで、議員も市長もややもすると市民憲章の目指すところを忘れがちになってしまい、目先の言動となつてはいないだろうか。市民憲章を人前で語ることにより、議員と市長は謙虚な姿勢で、市政に対処してもらいたい。

そして、議員や市長等のT o pの人たちは何時も市民憲章を忘れないで、模範を示す事が大切であると考えています。

このために

① 第一段階として

市議会開会の時に議長が市民憲章を朗読し、議会の開会を宣言することとしてはどうだろうか。(議員と市長及び執行部の各部長の前で議長が朗読し、宣誓することとなる。)

② ①を何度かの議会で繰り返し、馴染んだ時点をねらって、議長が最初の「みんなのちかい」を発声し、続いて議員、執行部の全員が齊唱する方法を執つてももらいたい。

そして、議事に入る前に、傍聴人を含めた全員が山陽小野田市の在り方を何時も確認しあうことが大切なことであると考えている。

以上の提案を議会運営委員会で審議していただきたい。

このことが実行されれば、自ずと私利私欲(地元誘導)の発言は無くなり、真に、市内全体を見渡し、市民の生活のことや市の将来のことを考えた結論に至ると考えている。

(追伸)

私見として

議会に市民憲章の朗読を取り入れることにより、議事の取組み姿勢が変化したと市民に感じていただき、議会本来の在り方を市民に示すこととなり、議会運営や行政執行の姿勢を市民に具体的に見せるきっかけとなるのではないだろうか。

令和元年5月21日

江尻南自治会排水路整備に関する陳情書

山陽小野田市議会議長 小野泰様

【陳情者】

小埴生連合自治会 会長

中島慎治

山陽小野田市江尻南自治会長

吉村秀夫

埴生地区自治会協議会 会長

林紀男

【件名】

江尻南自治会排水路整備について

【要旨】

当自治会は、道路冠水対策の問題として、要望書を平成30年10月25日付で、市長宛てに提出致しました。その回答として「排水施設の改善等の整備が必要と想定されるが、市の財政状況からも早急な整備は困難であり、また埴生干拓地は、山陽土地改良区の所有のため該当者での話し合いを進める中、汚泥除去の一部費用の補助金交付の制度がある」とお答え頂きました。

昨今、異常気象で大雨の発生は多くなり、江尻南自治会での冠水も大なり小なり発生しています。当自治会は「くぼ地」のため、国道190号線よりも約2m低く周りからの雨水等の流入が増えている中、排水先の埴生干拓地の所有権の関係で山陽小野田市の対応に制限があると思われますが、課題解決のため、何卒対策をお願いするものです。

- ① 自衛隊官舎側からの流入の排水マスを改造し江尻南側の流入を軽減する為、
自衛隊官舎南側の排水路を広げて排水の分散を行う。
- ② 江尻自治会側からの排水路で、コンクリートで埋められた排水路を復活させて、
江尻南への排水の流入を軽減させる。
- ③ 埴生干拓地の枯れ草・雑草・土砂等を撤去し、江尻南からの排水をスムーズに
させる事で、土砂等の沈殿を防ぎ、大雨時の排水能力が増大する事が出来る。
また、排水路側面に50センチの雑草防止処置をした道路を設置して今後の
清掃作業・草刈を行えるようにする。
- ④ 国道190号線下の堆積物除去を実施する。

当初は優良住宅地として環境が良い所でしたが今では不安続きです。大雨が降れば、
道路冠水が発生し、住宅・車両等の水害もあります。また、児童・生徒の通学路になつ
ており、安全確保が必須であり早期の解決を願います。自衛隊官舎側、江尻自治会側か
らの流水を防ぐ排水路整備と埴生干拓地の排水路整備を併せて陳情致します。議会に置
かれましては私共が同行しご説明致しますので是非現地を視察頂ければと思います。



【理由】

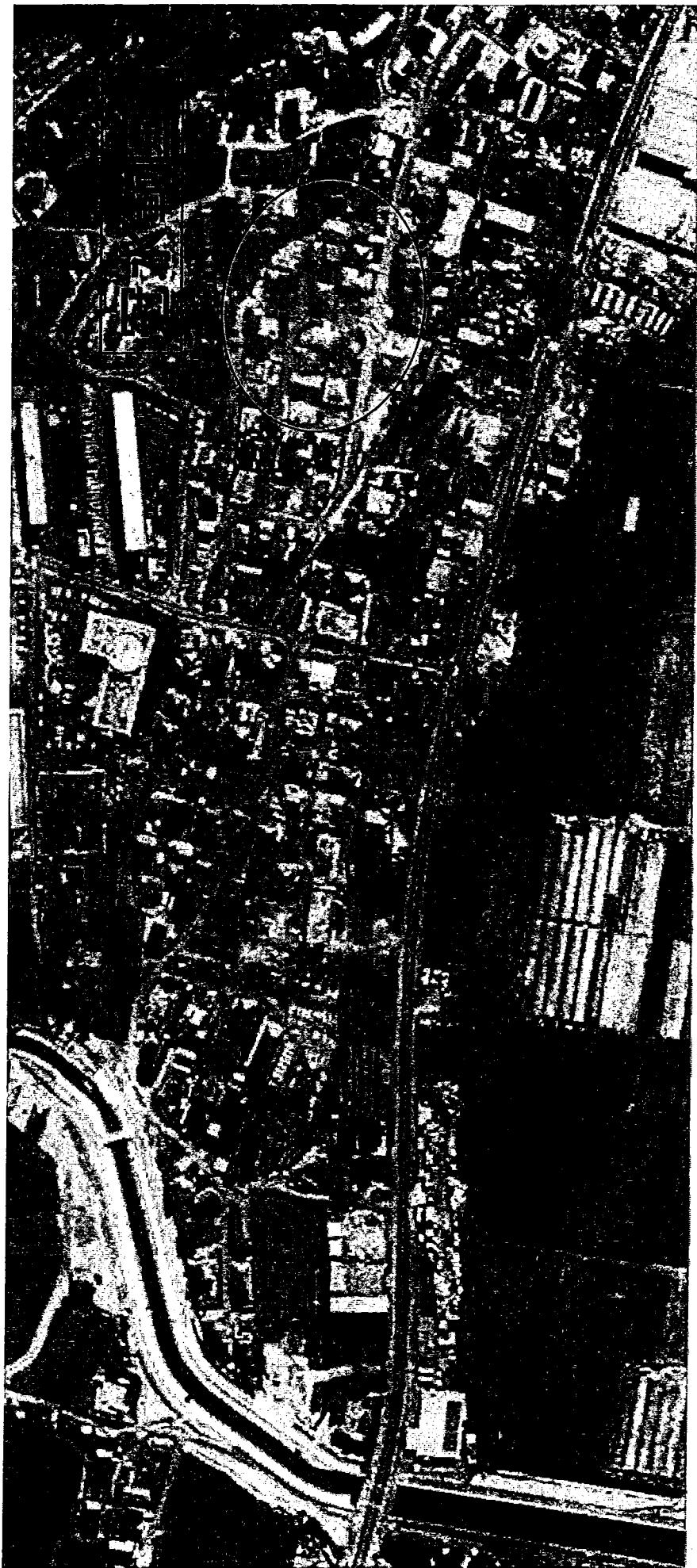
- 1 江尻南団地の冠水が発生した場合には、深さが30センチぐらいになり、児童の通学路として使用不可能の状態になり、側溝に落ちれば排水管に吸い込まれる可能性もあり得ます。高齢者が東糸根バス停に行くには、この冠水地帯を通る必要があり、高齢者も同様な危険性が発生します。糸根ヶ丘への車両等が侵入した場合、水深が深いと、エンジン停止のトラブルを起こす可能もあります。
江尻南団地は、交通の需要ポイントです。交通インフラ確保ためにも、道路冠水対策は、地域住民に生活に関わる重要な課題であります。
- 2 昭和50年（1975）江尻南団地発売当時、自衛隊官舎側において、税関宿舎は平屋建てで、排水も糸根川に排水させていたと思われます。又、自衛隊官舎の南側の排水路も当時は30センチの側溝で十分に排水能力があったと思います。昨今税関宿舎が撤去され、自衛隊官舎に変わり、土からアスファルトに変わり雨水量が増えたので、江尻南団地に強制的に排水管を設けたのではないでしょうか？現状、自衛隊官舎南側の道路も、排水路が浅い為、水がオバーフロウし、道路沿いの藤本宅地内に大量の排水が流れていることがあります。自衛隊官舎沿いの排水路を広げる事が出来れば、江尻南団地の流水が削減でき、オバーフロウも解消出来るし、雨降り時の自衛隊官舎南側の通行がスムーズに行う事ができます。
(現在最後まで残っていた、税関宿舎跡地に老人ホームの建設が進められています。
最後の土地もアスファルトになり、雨水・生活排水が、増大する要因となります。)
- 3 江尻自治会側からの流入途中に、東糸根側に行く排水管が有ったが、個人が車用のコンクリートの橋を作る際に、ふさいだと思われます。排水管の図面が無いので詳細は不明ですが、山陽小野田市に資料が有れば、配管の復元が可能となれば、少しでも江尻南団地への流入量を削減する事ができ、冠水対策となります。
- 4 塗生干拓地の排水路整備は、今回の最重要課題であるが、デリケートな状態です。塗生干拓地の排水路は、山陽土地改良区の所有権があり、山陽小野田市の関与が直接出来ない状態であるが、せめて、地域住民が直接関係する排水路に関して山陽小野田市が山陽土地改良区と交渉し、山陽小野田市の采配で行えるようになれば、江尻南の冠水問題も解決に大いに貢献できます。
また、塗生干拓地の排水路の枯れ草・雑草・土砂等の撤去は、江尻南団地からの排水口の停滞をなくし、排水をスムーズに流すことにつながります。それは冠水問題解決に向けての一番大切なキーポイントであると思います。そして、今後の用水路の清掃作業を考慮して、排水路横に50センチほどの、雑草の生えない通路が確保出来れば、毎年の河川海岸清掃時の作業効率がアップし必要であれば、いつでも清掃作業ができますし、急な排水路のせき止めが発生したとしても、自治会で清掃作業も可能になり、今後の冠水対策にもなります
- 5 国道190号線下の排水路も今では堆積物がたまり、通水も不十分と推測されますので合わせて堆積物の除去の実施をお願いします。

江尻南自治会排水路整備の件

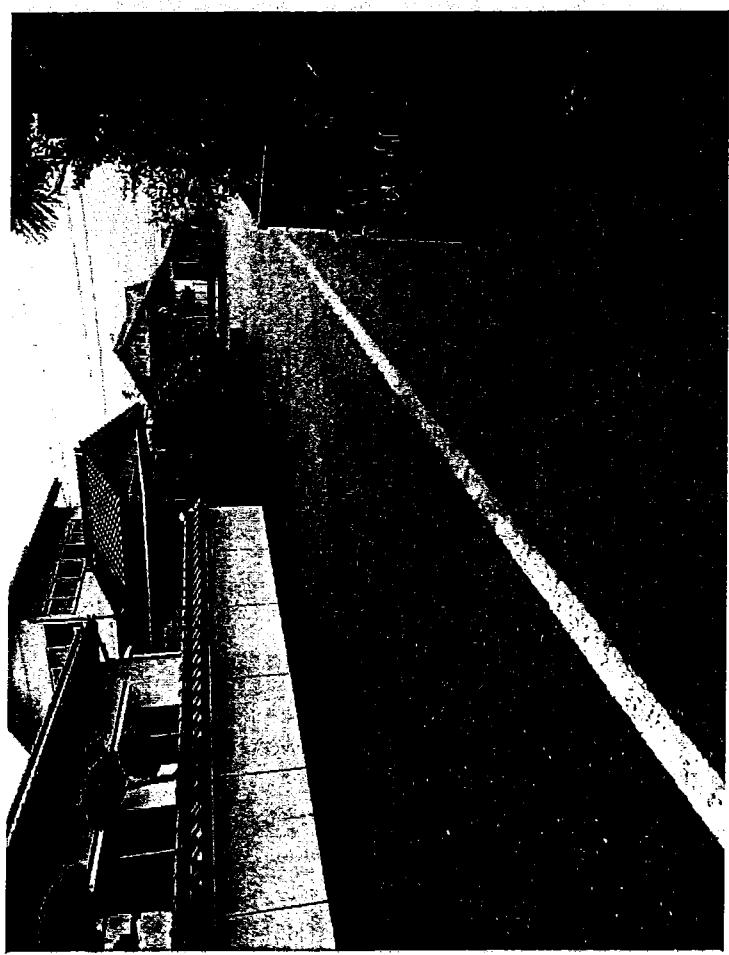
当自治会は、くぼ地で排水出口の埴生干拓地も、排水路も途中でせき止められ、排水能力が低下し、大雨等により道路が30センチ近く冠水し通行不能になる、この道路は通学路の為、児童の安全確保のためにも、早急に対策が必要である。

令和元年5月7日 江尻南自治会

江尻南地区地図 冠水範囲



台風や大雨で道路冠水 最大30cm



江尻南への雨水流入と問題点

1) 自衛隊側からの流入

自衛隊官舎横の側溝の雨水がマスによつて強制的に
江尻南側溝に排水路が設けられている。

2) 江尻自治会側からの流入

江尻自治会側の排水路は、東糸根側でなく、
なぜか江尻南側に排水路が設けられている。

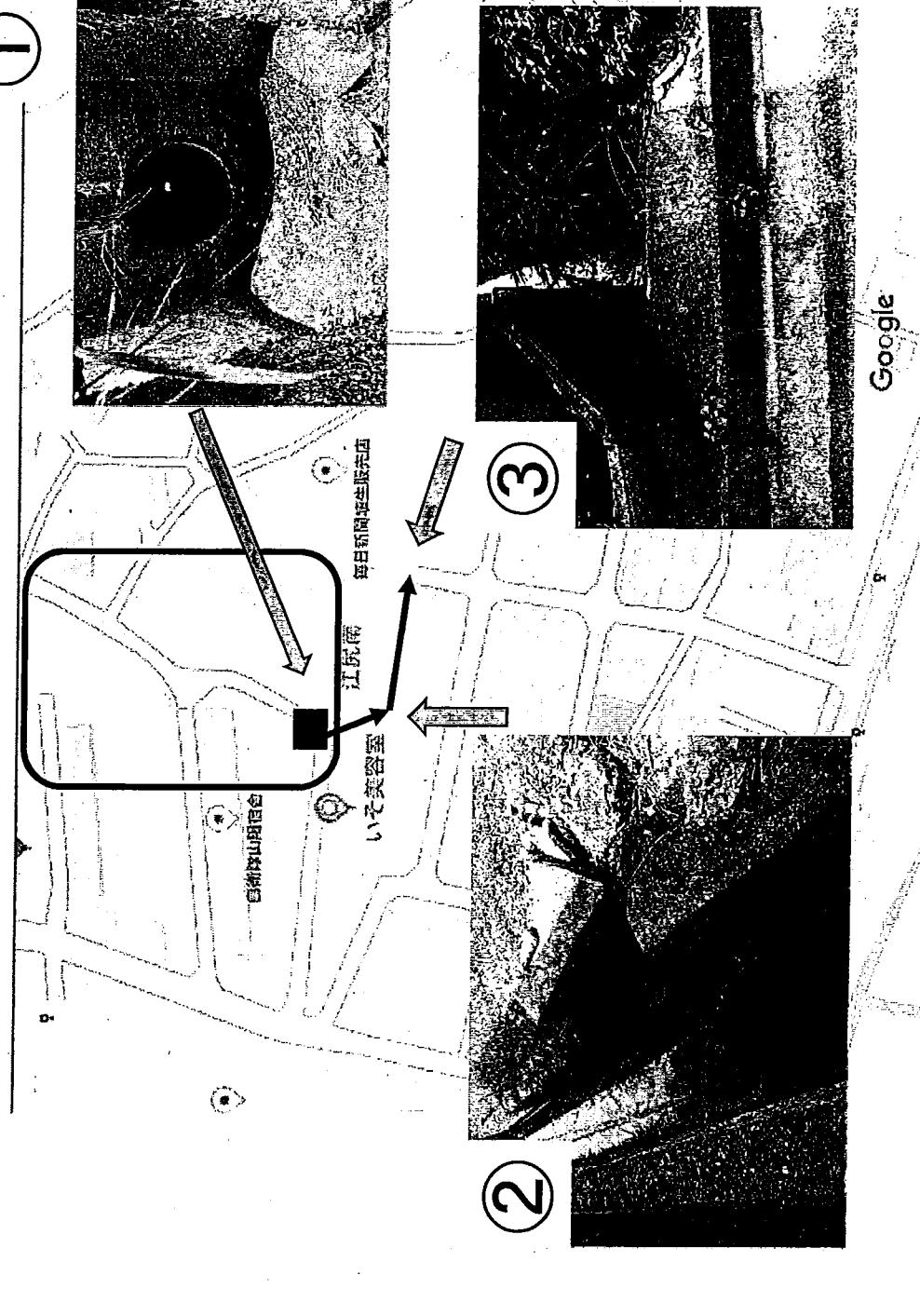
3) 増生干拓地の排水路の詰まり

干拓地の排水路に、枯れ草・雑草・土砂等が排水路に引っかかり、
江尻南団地からの排水も停滞している、又、河川海岸清掃時も
軟弱地盤で、清掃・草刈が思うように出来ない状態である。

① 流入先 自衛隊側



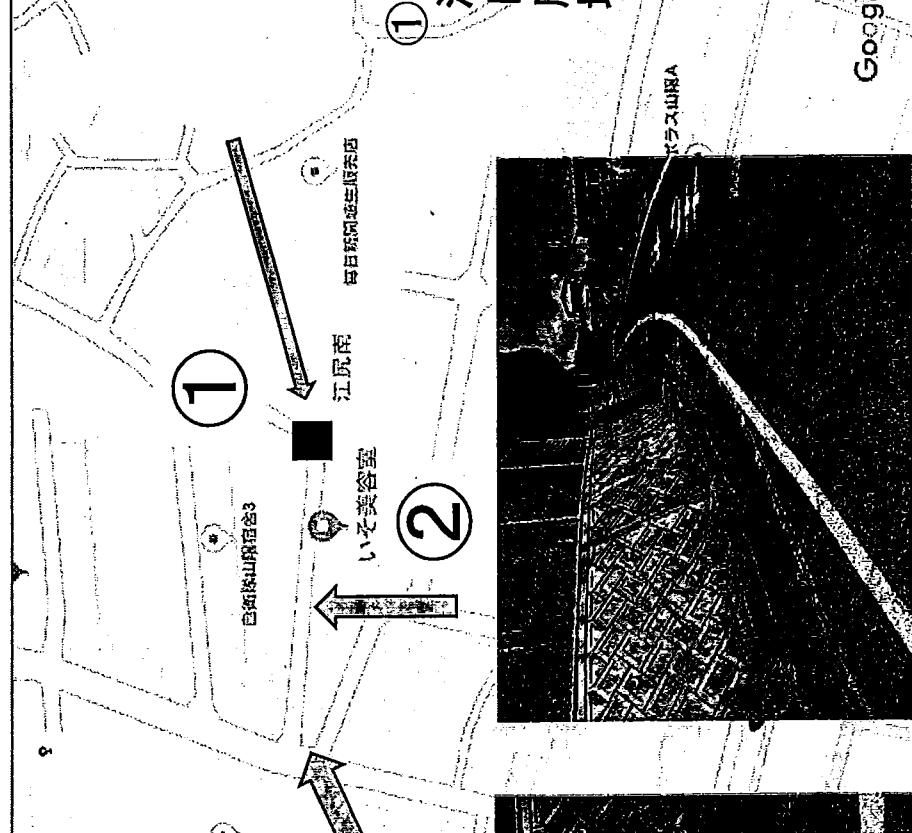
①自衛隊側からの流入



①自衛隊側からの流入対策案

②の排水路を広げる。
(30センチから50センチへ)
又は、地中埋設の
樹脂製排水管をうめる。

③の排水路溝に誘導する。



①の排水路を改造し、減す為、
江尻南側の流入を軽減路量を
自衛隊官舎で、③側の流入量を
広げて、増やす。



①自衛隊側からの流入 平成3年の地図

平成3年当時は、税関宿舎は平屋建てで、排水も糸根川に排水さていたと思われる。又、自衛隊官舎の南側の排水路も当時は30センチの側溝で十分に排水能力が有った思われます。

(この側溝は、山陽小野田市の管轄で、防衛省内の側溝は50センチである。)

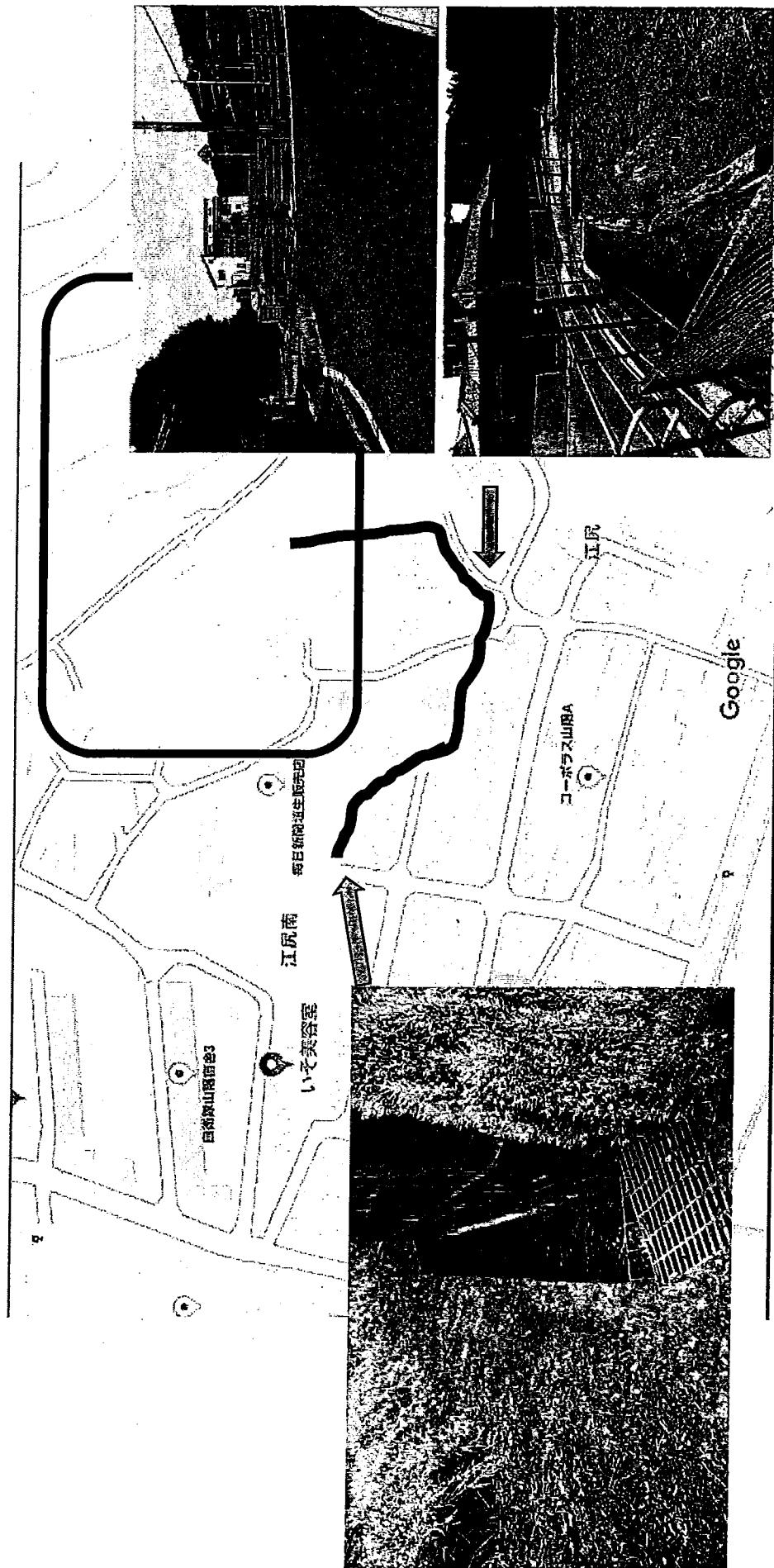
自衛隊側の排水マスの設置に関して江尻南への排水は、自治会への了承はあつたのか不明である。??
(江尻南団地、施工業者の大倉建設の、流入量計算を考慮していたのだろうか。)



② 流入先 江尻自治会側

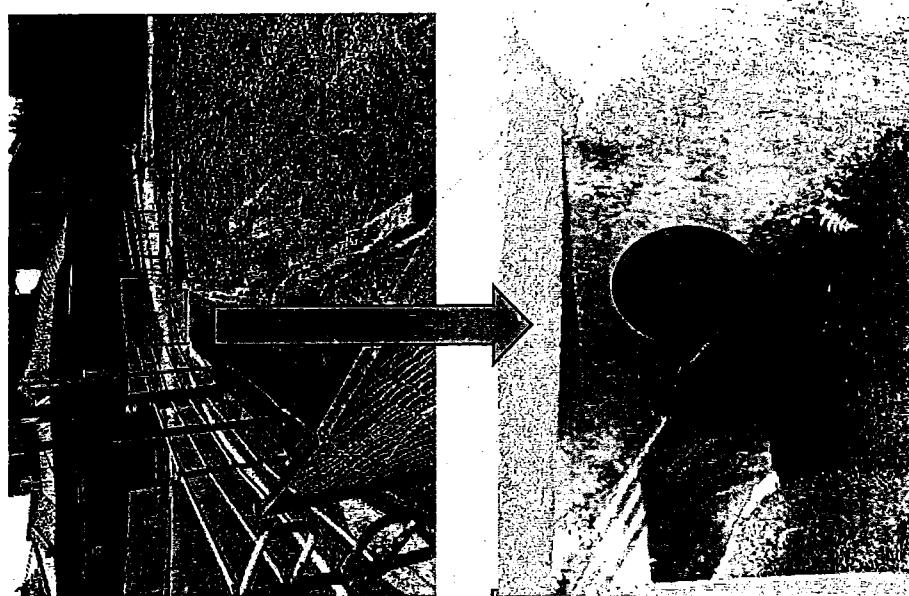
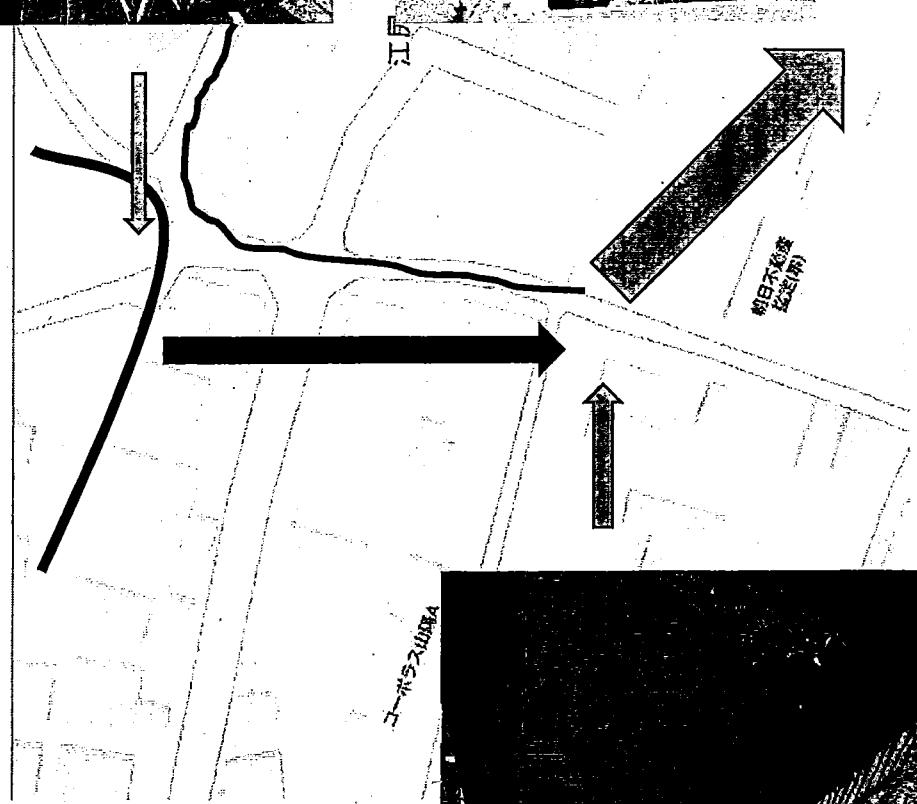


②江尻自治会側からの流入



②江戸側からの流入対策案

依然は、排水口があつた
と思われるが、コンクリー
トでふさがれてしまつた。
回復処置を行い、東糸根
側への排水路の復活を
行う。



排水口があつた？？

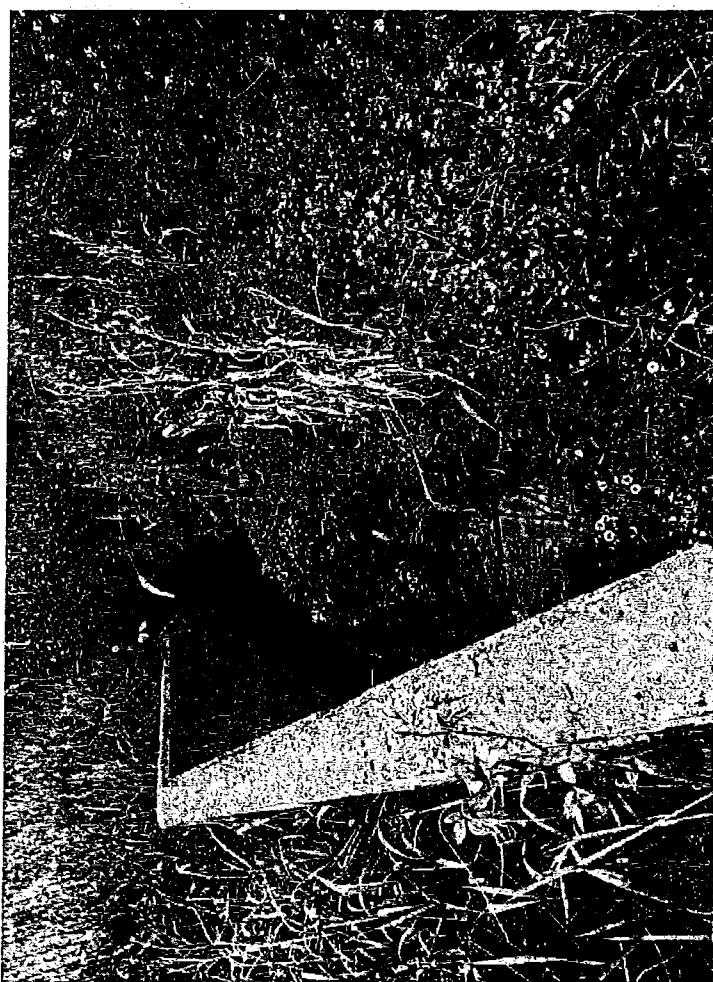


③直生干拓地の排水路の詰まり



※ 本来は流入口が丸く見ていた。

③干拓地排水路への流入口 写真



③干拓地排水路のせき止め箇所



※ 雨で、オーバーフローした排水が、干拓地に流れだし湿地帯になつている。

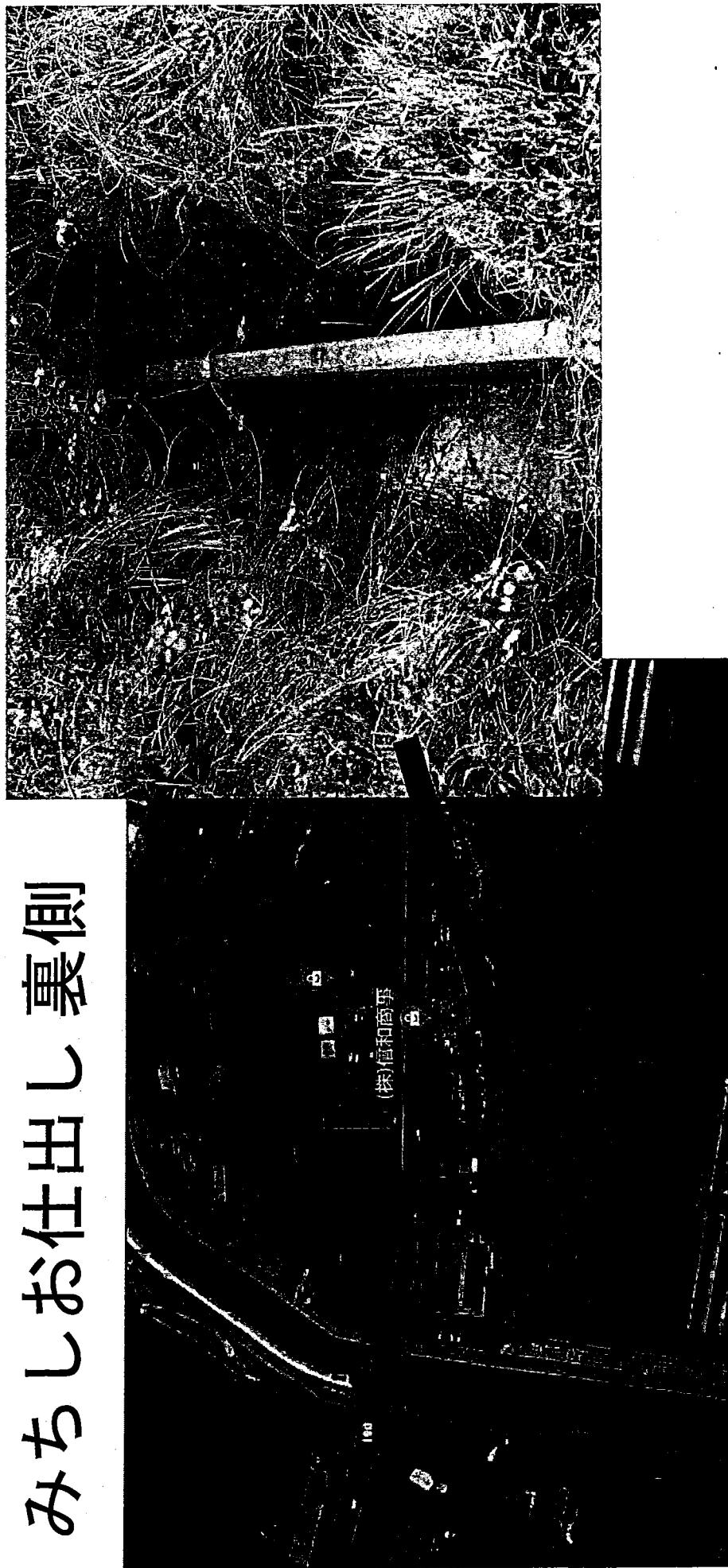
③干拓地排水路のせき止め箇所 写真



③干拓地排水路のせき止め箇所が
雨でオーバーフローの為、湿地化している



みちしお仕出し裏側



※ 糸根川の排水口は、排水がほとんど無く、汚泥はなく、深さも十分にある。

3) 増生干拓地の排水路の改善。

- ※ 干拓地の排水路の枯れ草・雑草・土砂等の撤去し排水の流れを復活させる。
(自治会では高齢化が進み、干拓地は軟弱地盤のため、草刈も思うように行かず、排水路の清掃・土砂の撤去は不可能になっている。)
- ※ 排水路の側面片側に50センチぐらいの雑草が生えない、処置をした通路を設置すれば、清掃作業も可能である。

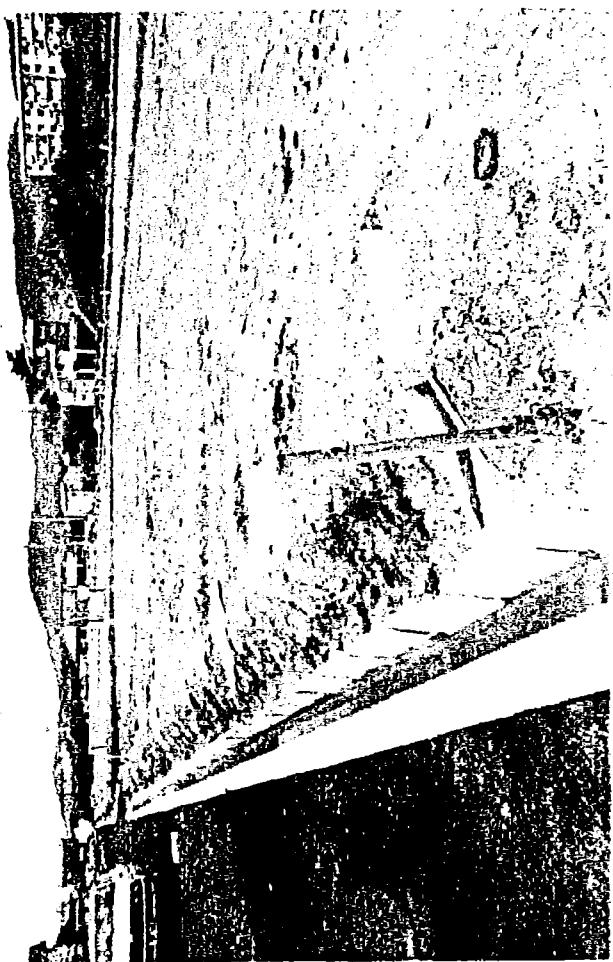
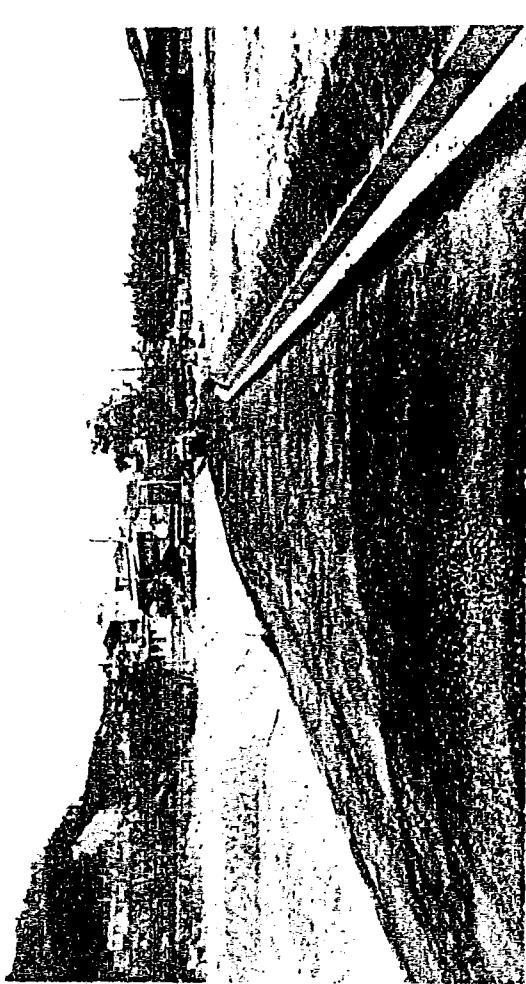
江尻南団地への冠水対策の案

- 1) 自衛隊側からの流入を防ぐ。
- 2) 江尻自治会側からの流入を防ぐ。
- 3) 塁生干拓地の排水路の改善。

昭和50年(1975)、江尻南団地発売当時から、住宅・環境等が変動して排水の流入量は増えていますが、排水関係には約40年間、改善されてないまま、当初の排水能力を超える事態が発生していると思われます。大雨の発生が多発しているので、今後、道路が冠水して住宅・車両の水害、児童の通学路なので安全確保しないと災害につながります。

以上

昭和50年 1975年 摄影



2019年5月15日

各地方議会議長 殿

〒160-0004

東京都新宿区四谷二丁目8番地

全国青年司法書士協議会

会長 半田久之

電話 03-3359-3513

FAX 03-3359-3527

「辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転の国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書採択を求める陳情」の提出について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

私たち全国青年司法書士協議会は、全国の青年司法書士約2600名で構成する「市民の権利擁護及び法制度の発展に努め、もって社会正義の実現に寄与すること」を目的とする団体です（ホームページ <http://www.zenseishi.com/>）。

沖縄では今年2月24日に名護市辺野古の新基地建設に伴う埋め立ての賛否を問う県民投票が行われ、埋め立て反対の圧倒的民意が示されたにも関わらず工事が強行されています。

そこで、全国1700余りの地方議会に標記のとおりの陳情を致しますので、下記送付物一覧のとおり陳情書一式を提出いたします。なお、遠方のため郵送で提出することをご容赦下さい。また、趣旨説明（意見陳述）の機会についても前述のとおり全国の地方議会に提出していることから、そのすべてに対応することは困難かも知れませんが、この問題は沖縄の問題ではなく日本全体の問題であるとの認識のもと、本陳情書を配布止まり等ではなく、貴議会での審議・採択に向けてご尽力くださいます様お願い申し上げます。

なお、これまでに東京都小金井及び小平の両市議会において、本陳情と同趣旨の意見書が可決されていることを申し添えます。

敬具

(送付物一覧)

本送付状・意見書採択を求める陳情書・意見書案



山口県
山陽小野田市議会議長 殿

2019年5月15日

団体名 全国青年司法書士協議会
氏名 会長 半田久之
住所 東京都新宿区四谷二丁目8番地
連絡先 電話 03-3359-3513
FAX 03-3359-3527

辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情

(陳情の要旨)

1. 辺野古新基地建設工事を直ちに中止し、普天間基地を運用停止にすること。
2. 全国の市民が、責任を持って、米軍基地が必要か否か、普天間基地の代替施設が日本国内に必要か否か当事者意識を持った国民的議論を行うこと。
3. 国民的議論において普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのなら、沖縄の歴史及び米軍基地の偏在に鑑み、民主主義及び憲法の規定に基づき、一地域への一方的な押付けとならないよう、公正で民主的な手続きにより解決すること。
を議会において採択し、その旨の意見書を、地方自治法第99条の規定により、国及び衆議院・参議院に提出されたい。

(陳情の趣旨)

1. 沖縄の声

2019年2月、沖縄県による辺野古新基地建設に伴う埋め立ての賛否を問う県民投票で、投票総数の7割以上が反対の意思を示した。今回県民が直接民主主義によって示した民意は明確であり、これまで県知事選で重ねて示されてきた民意と合わせ、政府および日本国民は、民主主義にのっとり、沖縄県民の民意に沿った解決を緊急におこなう必要がある。

普天間基地所属の海兵隊について沖縄駐留を正当化する軍事的理由や地政学的理由が根拠薄弱であることは多数の識者から指摘されており、日米元政府高官も軍事的には沖縄ではなく、他の場所でも良いと明言している。安倍首相をはじめ元防衛大臣らも本土の理解が得られないという政治的な理由で沖縄に決定したと明かしている。

日米安保条約に基づき米軍に対する基地の提供が必要であるとしても、それは日本国民が全体で負担すべきものであり、歴史的・構造的に過剰な負担が強いられ続ける沖縄にお民意を無視し新基地を建設することは明白な差別である。国家の安全保障に関わる重要事項だというので

あれば、なおのこと、上記1～3に整理した民主主義及び憲法にのっとった公正な手続きを踏んだ解決が求められるべきである。

2. 憲法41条・憲法92条・憲法95条違反

名護市辺野古に新基地を建設する国内法的根拠としては、内閣による閣議決定（2006年5月30日及び2010年5月28日）があるのみである。

憲法41条は、「国会は、国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である」と定め、立法権を国会に独占させていることから、「国政の重要事項」については国会が法律で決めなければならない。次に、憲法92条は、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める」と定めており、地方公共団体の自治権をどのように制限するかは法律で規定されなければならない。そして憲法95条は、「一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。」と規定する。

安倍晋三首相は2015年4月8日参議院予算委員会で「辺野古問題は国政の重要事項にあたる」と述べ、2016年9月16日の福岡高裁那覇支部判決は、辺野古新基地建設が「自治権の制限」を伴うことを明確に認めている。そうすると、辺野古米軍基地建設は「国政の重要事項」であり、沖縄県の自治権を制限するものであるから、今回の県民投票は憲法95条の趣旨に沿うものとして、憲法上の拘束力がある。よって、政府は日本国憲法に基づき、普天間基地の沖縄県外への移設を民主主義のプロセスで追求し、また日米安保条約および日米地位協定の規定する日米合同委員会を通じて協議すべきである。.

3. SACO（沖縄に関する特別行動委員会）の基本理念違反

普天間基地の返還はSACO（沖縄に関する特別行動委員会）において日米間で決定した。SACO設置の経緯について防衛省は公式にこう説明している。「政府は、沖縄県民の方々の御負担を可能な限り軽減し、国民全体で分かち合うべきであるとの考え方の下、沖縄県の将来発展のため、在日米軍施設・区域の整理・統合・縮小に向けて一層の努力を払う」。しかしながら、1996年12月のSACO最終報告では、普天間基地の代替施設と称して同じ沖縄県内に新基地を建設するものとされ、SACO設置時の基本理念に違反している。

日米両政府が普天間基地の代替施設が必要であるというのであれば、沖縄が歴史的に背負わされてきた過重な負担を軽減するため「国民全体で分かち合うべき」なのだから、「沖縄以外の全国全ての自治体をまずは潜在的な候補地」として、国民的議論を経て県外・国外かを決定し、解決すべきことは本来当然の帰結である。

4. 人権侵害及び法の下の平等違反

沖縄県は幸福追求権などの基本的権利から遠く、平和的生存権さえ脅かされ続けている。このことは、1945年の本土防衛と位置づけられた沖縄戦、1952年のサンフランシスコ講和条約での沖縄の施政権の切り離し、同時期における本土からの沖縄への米軍基地の移転、1972年の日本復帰後も変わらぬ過重な米軍基地負担という歴史的経緯、度重なる米軍及び米軍属による事件・事故などからも明らかである。

国連の人権理事会及び人種差別撤廃委員会も沖縄の基地に関する問題を断続的に取り上げており、特に人種差別撤廃委員会は、2010年、「沖縄における軍事基地の不均衡な集中は、住民の経済的、社会的及び文化的権利の享受に否定的な影響があるという現代的形式の差別に関する

特別報告者の分析を改めて表明する。」との見解を示している。

少なくとも、1996年4月、当時の橋本總理大臣とモンデール駐日大使が「今後5年ないし7年以内に、十分な代替施設が完成し運用可能になった後、普天間飛行場を返還する」との発表をした際、代替施設が必要だというのなら、前記SACO設置時の基本理念に基づき、沖縄以外の全国の自治体が等しく候補地となり国民的議論において決定すべきであった。しかし、政府は、専ら「本土の理解が得られない」という不合理な区分により、「辺野古が唯一」と繰り返し、同じ沖縄の辺野古に新基地の建設を強行していることは、沖縄県民の憲法13条の幸福追求権や平和的生存権を侵害し、憲法14条の定める「法の下の平等」に反する。

5. 求められているのは、民主主義及び憲法に基づいた公正な解決

沖縄の米軍基地の不均衡な集中、本土との圧倒的格差を是正するため、沖縄県内への新たな基地建設を許すべきではなく、工事はただちに中止すべきである。

次に、安全保障の議論は日本全体の問題であり、普天間基地の代替施設が国内に必要か否かは、国民全体で議論するべき問題である。したがって、普天間基地の代替地について、沖縄県外・国外移転を、当事者意識を持った国民的な議論によって決定すべきである。

そして、国民的議論において普天間基地の代替施設が国内に必要だという世論が多数を占めるのなら、民主主義及び憲法の規定に基づき、一地域への一方的な押付けとならないよう、公正で民主的な手続きにより決定することを求めるものである。

辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書（案）

2019年2月、沖縄県による辺野古新基地建設に伴う埋め立ての賛否を問う県民投票で、投票総数の7割以上が反対の意思を示した。憲法改正の手続きにおける国民投票の場合には投票総数の5割以上で国民の民意にもとづく承認とみなすことが憲法及び国民投票法で規定されていることに鑑みれば、今回沖縄県民が直接民主主義によって示した民意は明確である。これまで県知事選で重ねて示されてきた民意と合わせ、政府および日本国民は、公正な民主主義にのっとり、沖縄県民の民意に沿った解決を緊急におこなう必要がある。

名護市辺野古において新たな基地の建設工事が強行されていることは、日本国憲法が規定する民主主義、地方自治、基本的人権の尊重、法の下の平等の各理念からして看過することの出来ない重大な問題である。

普天間基地所属の海兵隊について沖縄駐留を正当化する軍事的理由や地政学的理由が根拠薄弱であることはすでに指摘されており、「0.6%の国土しかない沖縄に70%以上の米軍専用施設が集中する」という訴えには、「8割を超える国民が日米安全保障条約を支持しておきながら、沖縄にのみその負担を強いるのは、『差別』ではないか」との問い合わせが含まれている。これは何も面積の格差だけを訴えているのではなく、その本質は「自由の格差」の問題である。

政府は、普天間基地の速やかな危険性除去を名目として辺野古への新基地建設を強行しているが、普天間基地の返還は、もとより沖縄県民の永きにわたる一致した願いであり、日米安保条約に基づいて米軍に対する基地の提供が必要であるとしても、沖縄の米軍基地の過重な負担を軽減するため「国民全体で分かち合うべき」というSACO設置時の基本理念に反する沖縄県内への新たな基地建設を許すべきではなく、工事はただちに中止すべきである。

そして、安全保障の議論は日本全体の問題であり、国家の安全保障に関わる重要事項だというのであれば、なおのこと、普天間基地の代替施設が必要か否かは、国民全体で議論するべき問題である。

そして、国民的議論において普天間基地の代替施設が国内に必要だという世論が多数を占めるのなら、民主主義及び憲法の規定に基づき、一地域への一方的な押付けとならないよう、公正で民主的な手続きにより決定することを求めるものである。

よって、○○議会は下記のことを強く要請する。

記

1. 辺野古新基地建設工事を直ちに中止し、普天間基地を運用停止にすること。
2. 全国の市民が、責任を持って、米軍基地が必要か否か、普天間基地の代替施設が日本国内に必要か否か当事者意識を持った国民的議論を行うこと。
3. 国民的議論において普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのなら、沖縄の歴史及び米軍基地の偏在に鑑み、民主主義及び憲法の規定に基づき、一地域への一方的な押付けとならないよう、公正で民主的な手続きにより解決すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○○○○年○月○日

○ ○ ○ 議 会

令和元年5月22日

各市町村議会 議長殿

陳情者名：一般社団法人日本沖縄政策研究フォーラム

理 事 長 仲 村 覚

住 所：埼玉県川越市仙波町2丁目17-34

電話番号：080-5021-8105

日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書

「沖縄県に生まれ育ったすべての人々は、日本人として生まれ、日本語で会話をし、日本語で勉強し、日本語で仕事をしてきました。ゆめゆめ日本の少数民族などと意識したことはありません。」

これは、私が昨年6月ジュネーブの国連人種差別撤廃委員会に参加し、委員に訴えてきたスピーチの主旨です。このような当たり前のことを訴るために、わざわざジュネーブまで足を運んだのは、2008年に自由権規約委員会で「琉球・沖縄の人々を先住民族と認めて、その権利を保護するべき」という勧告が出て以来、その後3回も同様の主旨の勧告が出され、これを放置していると、国連が認めている先住民族の土地の権利を根拠に自衛隊や米軍基地の撤去を求める声が上がったり、中国が琉球の独立を支援するという大義を根拠に沖縄に軍隊を派遣したり、更には海外の沖縄県人が日本人学校に通えなくなるなど不用な紛争、差別を招くことになるからです。

スピーチに先立ち、豊見城市や石垣市の当勧告の撤回を求める意見書や沖縄の人々が日本人であるという学術的に証明したレポートも提出しました。ここまで行けば、5回目の勧告阻止できるかと思っていました。しかし、昨年8月に同様の主旨の勧告が出されてしまいました。つまり、国連の目には、私は「日本政府の同化政策により、アイデンティティーを失い、自らを日本人だと勘違いしている可哀想な琉球人」と書かれたということです。最早、沖縄で報道されている全ての米軍基地問題は、国連にとっては、単なる基地問題ではなく、「国際的少数民族の差別問題」だと認識されているのです。

一方、沖縄では、先住民族について議会で一度も議論されたこともなく、全くマスコミでは報道されないので、多くの県民はその危険性どころか存在すら気がついていません。それは、沖縄県民が何ひとつ関与していないところで、東京を拠点に活動している勢力が、国連に訴えたり、数年前から故翁長元知事や参議院議員の糸数慶子氏など沖縄の政治家が国連で発言するよう手配をすることによって起こされた問題だからです。その東京の代表的な勢力とは反差別国際運動と市民外交センターです。

私は、過去4年以上、この危険な国連勧告の撤回やその原因となっている活動家の運動の阻止を外務省や国会議員に働きかけてきましたが、残念ながら今の日本の法制度では、「琉球・沖縄の人々は日米両政府に米軍基地を押し付けられて差別を受けている先住民族」と嘘をつく権利は保証されていますが、その嘘を止める権利は無いようです。良識ある国民が今動かなければ、この危険な誤解は更に国際発信され続け、浸透し、従軍慰安婦のプロパガンダ同様、誤解を解くことが不可能になっていくことは、火を見るより明らかなのです。

今、沖縄では、このまま先住民族にされてはたまらないと、全41市町村議会での勧告撤回の意見書の採択を取り組んでいます。今年3月議会では本部町議会で採択されました。しかし、この勧告撤回運動は、沖縄県民だけの力で実現できるものではありません。

全国各地方議会の日本人同胞の皆様、沖縄は先の大戦で、米軍の猛攻撃に対して、全国47都道府県の若者が日本民族の存亡をかけて闘って骨を埋めたゆかりの地です。彼らは決して琉球人という先住民族の土地を守るため犬死したのではありません。また、米軍統治下におかれた沖縄の先人が選びとった道は、米軍への服従でも、琉球国独立でも無く、祖国日本への復帰です。今の日本は、過去の先人が幾多の困難を乗り越えて日本人としての絆を守り抜いたからこそあるのです。

私達の祖国日本の永遠の団結と繁栄のために以下陳情申し上げます。

記

＜陳情事項＞

1. 日本国政府に「沖縄県民は先住民族」という国連の誤った認識と勧告の撤回を求める意見書を採択する。



国連各委員会の「沖縄県民を先住民族と認めて保護するべき」との 勧告の撤回を求める意見書（案）

2008年に国連の自由権規約委員会で「琉球・沖縄の人々を先住民族と認めて、その権利を保護するべき」という勧告が出て以来、日本政府は「日本には先住民族はアイヌ以外存在しない」と否定し続けているが、2014年までに更に3回も同様の主旨の勧告が出された。その後、沖縄県出身者も、ジュネーブの人権理事会や人種差別撤廃委員会に何度も足を運び、勧告の撤回を要請したが、昨年8月に5回目の勧告が出された。

沖縄に生まれた全ての沖縄県人は、日本人として生まれ、日本語で会話をし、日本語で勉強し、日本語で仕事をしており、自ら先住民族だと認識している人はほぼ皆無である。それにもかかわらず、国連はその後も勧告を出し続けている。つまり、国連の目には、自らを日本人だと訴える沖縄県人は、「日本政府の同化政策により、アイデンティティーを失い、自らを日本人だと勘違いしている可哀想な琉球人」と書いたということだ。最早、沖縄で報道されている全ての米軍基地問題は、国連にとっては、単なる基地問題ではなく、「国際的少数民族の人種差別問題」だと認識されているのだ。

これを放置していると、この危険な誤解は更に国際発信され続け、浸透し、従軍慰安婦のプロパガンダ同様、誤解を解くことが不可能になっていくことは、火を見るより明らかである。更には、国連が認めている先住民族の土地の権利を根拠に自衛隊や米軍基地の撤去を求める声が上がったり、中国が琉球の独立を支援するという大義を根拠に沖縄に軍隊を派遣したり、また、海外の沖縄県人が日本人学校に通えなくなるなど不用な紛争、差別を招くことになってしまう。

このような、危険な勧告は沖縄の人々が国連に働きかけて出されたわけではない。実際、沖縄の地方議会では、先住民族について一度も議論されたこともなく、日本政府に先住民族として認めてくれと要請したこともない。また、全くマスコミでは報道されないので、多くの県民はその危険性どころか存在すら知らない状況なのだ。それは、沖縄県民が何ひとつ関与していないところで、東京を拠点に活動している反差別国際運動や市民外交センターなどのNGOが、国連に訴えたり、数年前から故翁長元知事や参議院議員の糸数慶子氏など沖縄の政治家が国連で発言するよう手配をすることによって起こされた問題だからだ。

そうであるなら、これは、沖縄県だけの問題ではなく、日本国全体の問題だととらえなければならない。

沖縄県は先の大戦で、米軍の猛攻撃に対して、47都道府県の若者が日本民族の存亡をかけて闘って骨を埋めたゆかりの地であり、わが〇〇（都道府県市区町村）からも出撃している。彼らは決して琉球人という日本が侵略した先住民族の土地を守るため犬死したのではない。また、米軍統治下におかれた沖縄県の先人が選びとった道は、米軍への服従でも、琉球国独立でも無く、わが祖国日本への復帰であった。今の日本は、過去の先人が幾多の困難を乗り越えて日本人としての絆を守り抜いたからこそあるのだ。私達の祖国日本が永遠に繁栄するためには、このような誤った国連勧告は撤回させ、日本国民の絆を守らなければならない。

よって、〇〇議会は、日本政府及び関係省庁に早急に「沖縄の人々は先住民族」だという国連各委員会の誤った認識を正し、勧告を撤回させるよう強く求めるとともに、国連が発信した沖縄の人々が先住民族だという誤った認識が、これ以上国際社会に広まらないように、速やかに正しい沖縄の情報を多言語で発信することを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年〇月〇日
〇〇〇議会

国連各委員会の「沖縄県民は日本の先住民族」という
認識を改め、勧告の撤回を求める意見書

国連の「自由権規約委員会」が2008年と2014年に、そして、「人種差別撤廃委員会が、2010年と2014年と2018年に、日本政府に対し、琉球・沖縄の人々を先住民族として認め、権利や伝統文化、言語を保護する旨の勧告を5回行っている。

しかしながら、沖縄の方言には古い大和言葉が数多く残っており、日本民族としての一体感は根強い。また、沖縄県内のそれぞれの地域に残る伝統芸能や文化の継承も自発的に活発に行われており、権利の保護に関しても、国内法に則り解決されるべきものであり、国連の各委員会からの勧告を受けるものではない。

沖縄県民は、日本国その他都道府県同様に世界最高水準の人権が保護され、質の高い福祉、医療、教育を享受している。そもそも、私たち沖縄県民のほとんどが、先住民族であるという認識を持っておらず、県議会や市町村議会において、一度も国連の各委員会に対し「先住民族申請の議論」を行ったことはありません。よって、先住民族としての認識は不当なものである。

国連の各委員会に「沖縄県民は先住民族である」と働きかけたのは、国連NGOの民間団体である「反差別国際運動」と「市民外交センター」と言われています。その団体名や代表者の名前を殆どの県民は知りません。県民の知らないところで沖縄県民が先住民族にされ、このような勧告が出されているのは甚だしく遺憾である。国連の各委員会は戦後一定の秩序を担ってきたかもしれないが、最近、特にわが日本国に対し紛争の種をまいていたりとしか思えない。日本民族の分断工作ではないかと危惧するとともに、強い怒りを禁じ得ない。

私たち沖縄県民は、米軍統治下の時代でも常に日本人としての自覚を維持しており、祖国復帰を強く願い続け、1972年5月15日に祖国復帰を果たした。

そして、その後も他府県の国民と全く同じ日本人として平和と幸福を享受し続けている。私たちは、沖縄戦において祖国日本・郷土沖縄を命がけで守るために、散華された先人の思いを決して忘れてはならない。沖縄県民は日本人であり、決して先住民族ではない。よって、内閣総理大臣、沖縄県知事、その他の政府機関に対し、国連各委員会が「沖縄県民は先住民族である」という認識を早急に改め、勧告を撤回するよう働きかけることを強く求める。特に日本政府に対しては、拠出金停止も辞さないという、毅然とした対応を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月14日
沖縄県国頭郡本部町議会

宛先：内閣総理大臣、沖縄県知事、外務大臣、内閣官房長官

国連各委員会の「沖縄県民は日本の先住民族」という認識を改め、勧告の撤回を求める意見書

2015年9月14日～10月2日までスイス・ジュネーブで開催された国連人権理事会において、9月22日翁長雄志沖縄県知事の国連演説が行われた。知事の国連演説は、島ぐるみ会議が国連NGOの「反差別国際運動」と「市民外交センター」と調整をして実現した。この2つの国連NGOは「沖縄県民は先住民である」と国連に働きかけてきた団体であり、知事の発言枠は「市民外交センター」から譲り受けたものである。このような環境の中での翁長知事の発言は本人の発言内容や意図と関係なく「沖縄県民は先住民である」と誤った認識を世界に発信した。

何故なら2008年には既に、市民外交センターのアドバイスを受けた琉球民族独立総合研究学会松島泰勝氏の訴えで、国連から日本政府に対し、沖縄県民は先住民族で日本人ではないという勧告文が出されている。

その内容とは、「32. 委員会は、締約国が正式にアイヌの人々及び琉球・沖縄の人々を特別な権利と保護を付与される先住民族と公式に認めていないことに懸念を持って留意する。

(27条) 締約国(日本)は、国内法によってアイヌの人々及び琉球・沖縄の人々を先住民族として明確に認め、彼らの文化遺産及び伝統的生活様式を保護し、保存し、促進し、彼らの土地の権利を認めるべきである。締約国はアイヌの人々及び琉球・沖縄の人々の児童が彼らの言語で、あるいは彼らの言語及び文化について教育を受ける適切な機会を提供し、通常の教育課程にアイヌの人々及び琉球・沖縄の人々の文化及び歴史を含めるべきである。」というものである。これに対し日本政府は勧告を認めなかつたが、国連は2010年、2014年に再度勧告を出している。

しかし、私たち沖縄県民の殆どが自分自身が先住民族であるとの自己認識をもっておらず、県民の知らないところでこのような勧告が出されているのは甚だしく遺憾であると言わざるをえない。

私たち沖縄県民は米軍統治下の時代でも常に日本人としての自覚を維持しており、祖国復帰を強く願い続け、1972年(昭和47年)5月15日祖国復帰を果たした。そしてその後も他府県の国民と全く同じく日本人としての平和と幸福を享受し続けている。

それにもかかわらず、先住民の権利を主張すると、全国から沖縄県民は日本人ではないマイ

ノリティーとみなされることになり、逆に差別を呼びこむことになる。

私たちは沖縄戦において祖国日本・郷土沖縄を命がけで日本人として守り抜いた先人の思いを決して忘れてはならない。沖縄県民は日本人であり、決して先住民族ではない。よって、国連の各委員会には「沖縄県民は先住民である」という認識を早急に改め、勧告の撤回を求めるものである。更に、日本政府、沖縄県の各行政機関は、国連各委員会が「沖縄県民は先住民である」という認識を早急に改め、勧告の撤回をするよう働きかけることを要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年12月22日
沖縄県豊見城市議会

〈宛先〉

外務省、内閣総理大臣、沖縄県知事

令和元年5月29日

各都道府県・市町村議会 議長 殿

宜野湾市民の安全な生活を守る会
901-2215 沖縄県宜野湾市真栄原2丁目15番10号

会長 ^{へんざただお} 平安座唯雄

連絡先 090-9077-1887

米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情

私達宜野湾市民は、1945年4月1日の米軍上陸とともに始まった米軍普天間飛行場の建設以来、74年間も普天間飛行場とともに生活してきた。それは74年間も米軍基地被害を受け続けて来たということである。

終戦当時生まれた宜野湾市民も、はや後期高齢者入り目前となり、その孫たちが宜野湾市民9万7千余人を形成するに至っている。

私達は、訴えたい。いつまで宜野湾市民は普天間飛行場からの基地被害に晒され続けなければならないのか。ひ孫の時代まで、と言うのか。

普天間飛行場の名護市辺野古地域への移設に反対する現沖縄県知事を始めとする人々（以下、移設反対派）には、普天間飛行場の危険性を除去する対案を全く持ち合わせていない。にもかかわらず、辺野古移設反対を声高に叫んでいる。その行きつく先は、普天間飛行場の固定化にほかならない。日米政府の合意によって、代替施設の米軍側への提供なくして閉鎖されないことが「沖縄に関する特別行動委員会」（SACO1996年11月）によって決定されているからである。

最近では、普天間飛行場を辺野古に移設しなくとも閉鎖できると、移設反対派は主張し始めた。先の衆議院沖縄三区補欠選挙でも、その「秘策」があると訴えた候補が当選するなど混乱が起きている

しかし重ねて述べるが、知事も含め、彼らに何の具体策もありはしない。普天間の代替施設は国が探すべきであって、県の仕事ではないなどと知事は主張する始末である。また「秘策」なるものも、未だに具体的な説明はまったくない。日本国内の世論を動かして、日米両政府に移設なき閉鎖を実現するとの空想論が語られるだけに過ぎない。そのプロセスに何年を要するつもりなのか、まったく不明である。

そこでは宜野湾市民の一刻も早い普天間飛行場の危険性除去を実現して欲しいとの切なる希望は、願みられていない。2004年夏に発生した普天間飛行場に隣接する沖縄国際大学に普天間飛行場所属のヘリが墜落炎上した事故が、何時再び起こるかもしれない可能性を抱たままである。

普天間飛行場の危険性を除去する唯一の方法は、辺野古移設しかない。移設工事はすでに第一区画の埋め立てが完了する段階であり、軟弱地盤の問題も、多少の工期延長は



あれ、普天間飛行場の移設に向けて事態が進展することに変わりはない。宜野湾市民にとって重要なことは、移設の目途が立つ、ということである。何時まで普天間飛行場と付き合わなければならぬかが明確であれば、将来への展望が開ける。何時、移設が実現するのかわからないという、過去には、決して戻りたくない。

移設に反対する人々は、普天間飛行場の辺野古移設は「基地の沖縄県内でのたらい回しとなり、よくない」などと主張する。しかし、実際はそうではない。現宜野湾市ど真ん中にある普天間基地と、海岸沿いに統合する既存のキャンプ・シュワーブ基地どちらが安全か、自明の理である。しかも基地の面積は約三分の一に縮小されることには触れない。

何よりも、基地受け入れ先の名護市辺野古三地区（辺野古・豊原・久志）は、移設に条件付きで容認している。基地受け入れの代わりに、地元の振興策を国に依頼した。そしてその条件は国が同意するところとなり、埋め立て事業は進行中である。

既存のキャンプ・シュワーブが辺野古に設置される際の経緯は、交渉の途中には米軍のごり押しもあったが、交渉後半からは辺野古住民代表が誘致を決定、地元の振興策を基地建設計画に盛り込んだ。この点、翁長雄志前沖縄県知事が、「沖縄県のすべての米軍基地は、一方的に押し付けられたものである」と強弁したため、誤解を招いている。詳しくは「辺野古区誌」を見ればわかる。辺野古区民の賢明な判断でキャンプ・シュワーブに設置されたのが事実である。

私達、宜野湾市民の安全な生活を守る会は、2016年10月、当時の翁長雄志前知事が、辺野古の埋め立て承認の取り消し訴訟を国に対して提起した際、このままでは普天間飛行場の辺野古移設が頓挫し普天間飛行場が固定化するかもしれないとの強い危機感を持ち、翁長知事の取り消しが無効であることの確認訴訟を、市民112名の訴訟団（団長・平安座唯雄）を結成して行った。

そして、宜野湾市民を対象にした翁長知事提訴への支持署名活動を行った結果、2万筆余の賛同を得ることが出来た。宜野湾市民9万余人、4万世帯中の2万人の署名は、静かだが、大きな普天間移設への宜野湾市民の声を拾い上げることができたと思っている。

私達の訴訟は、沖縄県対国の訴訟が最高裁において国の勝訴に終わったため、取り下げるのこととしたものの、宜野湾市民の普天間飛行場の辺野古移設への熱い思いを感じることが出来たし、市民の現状と声を識る機会になった

また平成25年8月には、県民有志で結成された「基地統合縮小実現県民の会」が普天間飛行場の危険性を一日も早く除去するための辺野古移設と経済振興を求める署名活動を行ったところ、わずか3ヶ月間で7万3491名の署名が集まった。この事に関し、地元メディアは報じていない。

宜野湾市民の安全な生活を確実に守るには、ひとえに米軍普天間飛行場を辺野古地区に移設するしかない。については、国等関係機関に対し、米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書、を提出するようご配慮願いたい。

*参考として、別紙「意見書（案）」を添付いたします。

米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書（案）

宜野湾市民は戦後74年間も米軍普天間飛行場から発生する基地被害に悩まされ続けてきた。その我慢は、すでに限界に達している。一日も早い、宜野湾市民の普天間飛行場の基地被害から解放されることを切に願っている。

現在、普天間飛行場の名護市辺野古地区キャンプ・シュワーブへの移転・統合が日本政府によって進められているが、私達、宜野湾市民の安全な生活を守る会は、この方法こそ、普天間飛行場の一日も早い「危険性除去」の方法であると、心から確信している。

そのことは、宜野湾市民の安全な生活を守る会が2016年10月に行った、翁長雄志前知事の「辺野古埋め立て承認取り消し訴訟」の無効を主張して提訴したことを支持する署名活動において、宜野湾市民2万人余が署名したこと、また平成25年8月に「基地縮小実現県民の会」が行った普天間飛行場の辺野古移設と経済振興を求める署名が3ヶ月間の短期間で7万3491名集まったことに現れている。

普天間飛行場の一日も早い危険性除去のため、同飛行場の辺野古先キャンプ・シュワーブへの移設・統合が必要である。

よって000議会は下記のことを強く要請する

- 1 普天間飛行場の危険性を除去し宜野湾市民の74年間もの苦労を一日も早く解消すること
- 2 その具体的な方法として現在、唯一、示され実行されている辺野古先キャンプ・シュワーブへの移転・統合を推進すること
- 3 日本の安全保障を確保するため、日米安全保障条約を推進するとともに、一定の基地負担を負わざるを得ない沖縄県において、さらなる基地の整理縮小を求める

以上地方自治法第99条の規定により意見書を提出する

000000議会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

外務大臣

防衛大臣

国土交通大臣

総務大臣内閣府特命担当大臣